

藤沢市内に存する神奈川県所有の施設の廃止等並びに補助金及び負担金の廃止
をしないよう求める意見書について

本市議会は、神奈川県に対し別紙のとおり意見書を提出する。

平成24年10月4日提出

総務常任委員会

委員長 桜井直人

藤沢市内に存する神奈川県所有の施設の廃止等並びに補助金及び負担金の廃止をしないよう求める意見書

神奈川県緊急財政対策本部調査会いわゆる神奈川臨調は、本年7月18日に中間意見をまとめ、黒岩神奈川県知事に提言したが、その内容は、県民利用施設については原則全廃の視点による見直し等、また、補助金及び負担金については一時凍結の上で廃止も含めた抜本の見直しと、県民生活を大幅に切り捨てるものとなっている。

藤沢市には、子どもの発育、発達の相談に応じる総合療育相談センターを初め、乳幼児の聴力検査もできる聴覚障害者福祉センター、宿泊施設やプールも備えた体育センターなど、県内全域からの利用者が訪れる施設がある。

さらに、江の島にあるかながわ女性センターには、女性に関する重要な資料を初め、女性の人権を守る機能を持つことに関する多くの資料が保管され、県内外から会議やイベントへの参加や宿泊など多くの女性に利用されている。

また、藤沢市において、子どもの医療費を小学六年生まで無料としていることに関し、多くの保護者が喜んでおり、県による助成が打ち切られることのないよう望んでいる。

よって、神奈川県におかれては、藤沢市内に存する県所有の施設、補助金、負担金の見直しに当たっては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 神奈川県立総合療育相談センター、神奈川県聴覚障害者福祉センター、神奈川県立かながわ女性センター、体育センター等を廃止・縮小・民営化しないこと。
- 2 子どもの医療費等の助成を打ち切らないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月4日

藤 沢 市 議 会

神 奈 川 県 知 事 あて